

台風19号で被災された方への 各種支援窓口一覧

(令和元年11月1日現在)

●り災証明書の発行（資産税課）	2P
●災害ごみの収集（ごみ対策課）	3P
●消毒の実施（健康推進課）	4P
●災害見舞金の支給（総合防災安全課）	5P
●災害援護資金（総務課）	6P
●市・都民税の減免（市民税課）	7P
●国税の特例措置（税務署）	8P
●医療保険等の軽減支援（保険年金課・介護保険担当）	9P
●公共料金・使用料等の特別措置（東京電力等）	10P
●NHK放送受信料の免除（NHK）	11P
●債務整理支援（ローン先に確認することを案内）	12P
●東京三弁護士会による電話相談（弁護士会）	13P
●無料法律相談や弁護士費用の立替等に係る 民事法律扶助制度（法テラス）	14P
●消費者ホットライン（消費者庁）	15P
●災害時ボランティア（社会福祉協議会）	16P

このほかにも各種支援がございます。

「被災者支援に関する各種制度の概要（内閣府 平成30年11月1日現在）」
もご覧ください。

問合せ先 総合防災安全課 TEL 042-481-7346

～り災証明書の発行～

●り災証明書とは・・・り災証明書とは、災害により被災した住家の「被害の程度」を市町村長が証明するものです。この証明書は、様々な被災者支援策を受ける際に必要となります。

●被害の程度とは・・・住家の被害の程度については、国で被害認定基準を定めています。住家の屋根、壁等の経済的被害の全体に占める割合（＝損害割合）に基づき、被害の程度を認定します。一般的には、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」及び「一部損壊」の4区分で認定を行います。



り災証明書の発行申請



住家被害認定調査

※ご連絡をいただき日程調整のうえご自宅にお伺いし被害認定調査を行います。

●住家の被害認定とは・・・住家の被害認定とは、地震や風水害等の災害により被災した住家の「被害の程度（全壊、半壊等）」を認定することをいい、市町村により実施されます。この認定結果に基づき、被災者の方々に「り災証明書」が交付されます。（災害対策基本法第90条の2）



調査結果を基にり災証明書の発行



問合せ先 資産税課 042-481-7205～8

台風19号により発生した「災害ごみ」の収集

調布市では、台風19号による浸水等の被害によって発生した災害ごみについては、個別にご連絡をいただいたうえで、別途、収集にお伺いしています。

迅速に対応するため、現在、市条例に基づく廃棄物処理手数料の免除につきましては、申請手続きを省略して適用しています。

令和元年12月12日（木）以降は、手数料免除の申請手続きが必要となりますので、ご注意ください。

詳しくは、下記まで、お問い合わせください。

●問い合わせ先

- 環境部 ごみ対策課（クリーンセンター）
- 電話番号 042-306-8200
- 受付時間 月曜～金曜の午前8時30分から午後5時まで
- できるだけ「可燃物」「不燃物」「家具類」「家電製品」「建築廃材」に分別してください。



浸水した家屋の消毒

市では、台風19号により床上・床下浸水した市内の家屋に関して、感染症予防の観点から、無料で消毒を行います。

以下をご覧のうえ、消毒をご希望の方は、健康推進課にお申し込みください。

1 対象

台風19号により床上・床下浸水をした家屋（居住スペース）

※事業所や駐車場、倉庫は対象外です。

2 申込み

お電話で健康推進課にお申し込みください。住所、氏名、連絡先、被害状況などお伺いします。

3 費用

無料（ただし市で行う範囲に限る）

4 消毒の流れ

(1)健康推進課にお申し込みください。

(2)市が対象家屋であることを確認し、委託業者に連絡します。

(3)委託業者から各申請者に連絡をし、具体的な被害状況や家屋の構造、清掃・乾燥の状況を伺い、消毒作業を行う日時を調整します。

委託業者：多摩建物環境協同組合に加盟している事業所

(4)委託業者が申請者宅を訪問し、事前に同意書にご記入いただいたうえで消毒します。

●お問合せ

- ・福祉健康部健康推進課
- ・電話 042-441-6100



＜災害見舞金＞

～災害により住宅が床上浸水以上の被害を受けた方～

＜制度内容＞※根拠・・・調布市災害見舞金等支給規則（台風19号特例）

災害の状態	1人につき	1世帯につき
住家が全壊、全焼、流失又は居住の用に供することができ 1ない状態にあると認められたとき。	-	5万円（単身世帯の場合にあっては3万円）
住家が半壊・半焼又はこれら 2と同程度の災害を受けたと認められたとき。	-	3万円（単身世帯の場合にあっては2万円）
住家が床上浸水と認められた 3とき（土砂たい積等により一時使用できない状態となったものを含む。）。	-	2万円（単身世帯の場合にあっては1万円）
被災者が1月以上の入院又は 4治療を要する負傷を受けたと認められたとき。	2万円	-
5被災者が死亡したとき。	5万円	-

＜制度活用ができる方＞

●調布市に住所を有する者が災害（市内で発生した風水害及び火災）を受けたとき。

問合せ先 総合防災安全課 042-481-7346

災害援護資金（貸付制度）

<制度の内容>

●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。

貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
	ア 当該負傷のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊	270万円
	エ 住居の全壊	350万円
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	
エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	
貸付利率	保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は据え置き期間中は無利子とし、据え置き期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.0パーセント	
据置期間	3年以内（特別の場合5年）	
償還期間	10年以内（据置期間を含む）	

<活用できる方>

●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。

1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上
2. 家財の1/3以上の損害
3. 住居の半壊又は全壊・流出

●所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。

問合せ先 総務課 042-481-7341



個人市民税・都民税の減免

【個人市民税・都民税の減免の対象となる方】

次のすべての項目を満たす場合に、申請いただいた内容をもとに、下記基準に照らし合わせ、減免の可否を決定いたします。

- ・り災証明書の発行を受けている方
 - ・前年の合計所得が1000万円以下の方
 - ・災害に起因する損害に対する出費が過大となり、生活が困窮となったことにより税の支払いが困難になった方
 - ・使用する住宅及び日常生活に要する家財に甚大な損害があった方（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を加味しても、住宅及び家財の損害の程度が30%以上になる方）
- ※ 復旧に係る費用や被害にあった家財の明細等の作成が困難な場合は、り災証明の内容等を基に損害の程度を市で算出いたします。

前年中の所得	損害の程度	軽減又は免除の割合	
		100分の30以上 100分の50未満	100分の50以上
500万円以下		50%	100%
500万円を超え750万円以下		25%	50%
750万円を超え1,000万円以下		12.5%	25%

【減免基準】

減免制度について御不明な点などありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

（連絡先）

●個人市民税・都民税について

市民部市民税課市民税係

電話042-481-7193～7197

- ・国民健康保険税については、別に要件がありますので、福祉健康部保険年金課資格課税係
電話042-481-7054
までお問い合わせください。

国税の特別措置

<制度の内容>

- 申告などの期限の延長
- 納税の猶予
- 予定納税の減額
- 給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など
- 所得税の軽減

<活用できる方>

- 申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などを行うことができないと認められる方が対象です。
- 納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。
- 予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。
- 給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。
- 雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。

★問合せ先 武蔵府中税務署 042-362-4711



医療保険等の軽減支援

＜活用できる方＞

- 災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料（税）・窓口負担の支払いが困難と認められる方
- 保険者によって取扱が異なりますので、ご加入先の社会保険の保険者、市町村等にご確認ください。

●お問合せ先

健康保険組合、全国健康保険協会、国保組合、
日本年金機構、後期高齢者医療広域連合、共済組合などの
各医療・介護等保険者の窓口

★市のお問合せ先★

- ・国民健康保険税及び一部負担金の減免について
福祉健康部保険年金課資格課税係・給付係
電話 042-481-7054・7052～7053
- ・介護サービス費等の利用料及び介護保険料の減免
高齢者支援室介護保険担当
電話 042-481-7321
- ・後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免について
保険年金課 後期高齢者医療係
電話 042-481-7148
- ・国民年金保険料の免除について
保険年金課国民年金係
電話 042-481-7062



公共料金・使用料等の特別措置

<制度の内容>

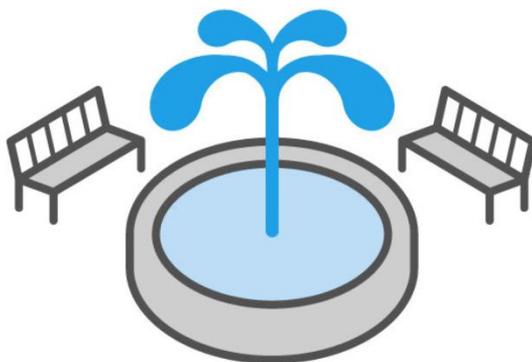
●災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金等が軽減・免除されることがあります。

●電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。

★お問合せ先★

- ・東京都水道局多摩お客さまセンター
042-548-5110
- ・下水道課 042-481-7229

※電気・ガス・電話料金等については、それぞれの事業者にご確認ください。



災害におけるNHK放送受信料の免除

1. 免除の範囲

災害救助法が適用された区域内（※）において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約

2. 免除の期間

令和元年10月から令和元年11月まで（2か月間）

3. 免除の手続き

● NHKによる調査，または放送受信契約をいただいている方からのお届けにより，免除対象となる方を確定させていただきます。

● 免除が適用される期間の放送受信料について，前払い等によりすでにお支払いいただいている場合は，お支払い済み分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。

★問合せ先★

- ・日本放送協会（NHK）
0570-077-077（ナビダイヤル）
利用できない場合は
050-3786-5003



被災者（個人・個人事業主）の 債務整理支援

<制度の内容>

●住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、自然災害（注）の影響によって災害前の借入の返済が困難となった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けられます。

（注）平成27年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害

●ガイドラインによる債務整理のメリットは次のとおりです。

・財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができます。

・破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人情報として登録されないため、

その後の新たな借入に影響が及びません。

・国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができます。

<活用できる方>

●自然災害の影響によって、災害前の住宅ローンや事業性ローン等の借入を弁済することができないまたは近い将来において弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者が対象になります。

<問い合わせ先>

・ローンの借入先にお問い合わせください。



台風被害に遭われた皆さまへ

東京三弁護士会(東京・第一東京・第二東京)

台風15・19号 **無料**電話相談
実施中です。

台風15号・19号の被害に関するご質問、ご相談、悩みごと…
等々、弁護士が電話でお受けします。

たとえば

暴風で自宅の屋根が飛んで、隣家の車を壊してしまいました。
修理代は払わなければいけませんか？
新車に買い替える必要があると言われたら？

隣家の木が、私の家の敷地に倒れ込んできています。
切断して撤去するには隣人の許可が要るのでしょうか？
隣の家の人とは連絡が取れないのですが…

自宅が床上浸水してしまい、床の張替えや家具の買替えの
負担が大きくなりそうですが、援助はないのでしょうか？

家が半壊して、修理に相当な費用がかかりそうです。家を
建てたときのローンがまだ残っているのに。。。

などなど

東京三弁護士会 台風15号・19号無料電話相談

電話番号：**03-3581-2233**

★相談料は無料ですが、通話料金はご相談者のご負担となります。

★別の方のお電話に対応している間は、電話が通話中で繋がらないことがあります。

受付時間：月～金曜 午前**10**時～午後**4**時 ※祝祭日を除く
土曜 正午～午後**4**時

令和元年
10月18日
スタート

令和2年
10月9日
まで



弁護士・司法書士による 無料法律相談の実施について

誰でも利用できるの？

対象者：災害救助法が適用された市町村（特別区を含む）に、令和元年10月10日（災害発生日）に自宅や営業所などがあった方（法人を除く）であれば、資力の有無は問いません。

災害救助法の適用市町村については、内閣府ホームページ「内閣府防災情報のページ」をご覧ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

相談内容：生活の再建に必要な、民事に関する法律問題全般について相談できます（刑事事件は対象外）。ただし、同一問題でのご利用は、その他の相談（※）と合わせて3回までとなります。

※その他の相談とは、一般法律相談と特定援助対象者法律相談（高齢や障がい等で認知機能が十分でない方を対象とした相談）を指します。

■相談例

借金
(二重ローン等)

賃貸借問題

家族の問題
(相続等)

損害賠償請求



どうやって利用すればいいの？

まずは、お近くの法テラスへご連絡ください！

●お近くの法テラスにお問い合わせいただくと、法テラスの事務所または弁護士・司法書士の事務所等で行う無料法律相談をご案内いたします。

お近くの法テラスはホームページからご確認ください。

<https://www.houterasu.or.jp/index.html>



●被災者専用フリーダイヤルによる情報提供も行っています。
(平日:9~21時、土曜日:9~17時、日曜日・年末年始休業)
0120-078309(おなやみレスキュー)

令和元年台風第19号
被災者の方のための無料法律相談

全国共通の電話番号

「消費者ホットライン」188

いやや!



消費者ホットライン188
イブ・ジキヤラクター
「いややん」

このようなことで、困った時は消費生活相談窓口にご相談してください。

インターネット通信販売を利用したが商品が届かない…



SNSで知り合った人と別れたくなくて、勧められるまま、高価なものを買ってしまった…



「必ず儲かる」、「楽しんで稼げる」って誘われたけど、話が違う… お金がかかるし損してばかり…



危ない、おかしいと思ったことは、ありませんか?

モバイルバッテリーを使用していたら突然発火した…



まつ毛エクステンションの施術を受けてから目が痛い…



困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」188に御相談ください。

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

いやや!
188泣き寝入り!

と覚えてね

被災された 住民のみなさまへ

台風 19 号で浸水等の被害を受けられた皆様のお宅の片づけ作業や生活再建に役立つ情報提供等何かありましたら、下記の窓口をお気軽にご利用ください。

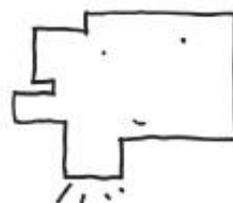
災害ボランティアの依頼

市民活動支援センター

メール npo-center@ccsw.or.jp
TEL 042-443-1220

住所：調布市国領町 2-5-15
コクティ-2 階

9:00～17:00 第3月曜日休み



市民活動支援センター
キャラクター
「えんがわくん」

相談・情報提供…etc

調布市社会福祉協議会(地域福祉推進課)

TEL 042-481-7693

9:00～16:00 土日曜・祝日休み

住所：調布市小島町 2-47-1 調布市総合福祉センター

生活再建に役立つ情報提供やご相談に応じます。
また今後、染地地域福祉センターをはじめ皆様の身近な場所でお茶を飲みながら情報交流や何気ないお話ができる場を企画していきます。



社協キャラクター
「ちょびット」